

「つなぐ」「いかす」「支える」特別支援教育の推進

岩手県では「いわて特別教育支援推進プラン」を策定し、平成25年度から平成30年度までを計画期間として、「つなぐ」「いかす」「支える」という3つのキーワードで、子供一人一人のニーズに応える教育を推進し、障がいのある児童生徒が将来の自立を目指して生き生きと学校生活を送ることができるように、「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けた具体的施策を示しています。今年度は本推進プランの最終年度となります。

今年度も、県南教育事務所主催の特別支援教育関連の研修では、「つなぐ」「いかす」「支える」の具体的な施策や、障がい種に応じた特別的教育課程等を中心として、講義、演習、研究協議を通して研修を深めることができました。その中で、研修を通して学んだことをもとに共通理解を進めていきたい内容について紹介します。



基本理念「インクルーシブ教育システム」と「合理的配慮」

◇「インクルーシブ教育システム」とは◇

障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、**障がいのある者となりが共に学ぶ仕組み**であり、一般的な教育制度から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等の必要がある。(「障害者の権利に関する条約」第24条より)

◇学校教育における「合理的配慮」◇

障がいのある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、障がいのある個々の幼児児童生徒に対して、**学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮**であるという視点である。

(H30 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 より)

いわて特別支援教育推進プラン (H25～H30)「共に学び、共に育つ教育」の実現に向けて

つなぐ ～就学から卒業後までの一貫した支援の充実～

- ・早期から将来を見通した支援に向けて、「**就学支援ファイル**」や「**個別的教育支援計画**」「**個別の指導計画**」を作成、活用して、一貫性をもった指導・支援を充実させていく。
- ・就学時に就学先の決定を行ってきた「**就学指導委員会**」の機能を拡充し、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援について助言を行う「**教育支援委員会**」へと転換する。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

- ・全ての学校において、特別な教育的支援を必要とする子供がもてる力を最大限に発揮できるように、地域資源を活用した指導・支援を充実させていく。(特別支援学校のセンター的機能、地域の特別支援学級の充実、特別支援教育エリアコーディネーターの配置)
- ・全ての子供が社会性や豊かな人間性を育むため、**各校種における交流及び共同学習の実施と「交流箱」を活用した交流及び共同学習の充実**に努める。

支える ～教育環境の充実・県民理解の充実～

- ・教職員等の特別支援教育への基本的な理解とともに、多様なニーズをもつ子供たちへの**指導・支援を充実させるための専門性の向上**や教育的環境の整備・支援体制の充実を進める。
- ・多様なニーズに対応した教育諸条件の充実を図る。(障がい種に応じた**特別支援学級、通級指導教室の充実**)
- ・共生社会の形成に向けて、障がいのある子供や特別支援教育に対する**県民の理解・啓発**を図る。

☆特別支援学級担任の役割☆ (H29.3「支援体制整備ガイドライン」文部科学省より)

- (1) 校内における担当する障がい種に関する教育についての専門家としての役割
校内において担当する障がい種に関する教育について最も知識のある専門家となり、具体的な支援の方法等を助言する。
- (2) 特別支援学級における児童等への指導
在籍する児童等への指導は、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育を行うが、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行う際には、児童等の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として教育課程を編成し、それに基づいて指導を行う。→「特別的教育課程」の編成
- (3) 交流及び共同学習の推進
通常の学級の担任、教科担任と連携して、校内教育支援委員会等において、交流及び共同学習の具体的な実施計画を提案する。その際には、**目標を共有し、通常の学級の担任、教科担任との間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにした上で推進する。**



特別支援学級の教育課程「特別的教育課程」

「特別的教育課程」は、小・中学校学習指導要領を基本とし、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として「**自立活動の指導**」の領域を設定します。「自立活動の指導」の授業時間を特設して行う場合、他の教科・領域の時間数を調整します。また、児童生徒の実態に応じて各教科の目標・内容の一部又は全部を、下の学年の目標や内容に替えることができます。

【知的障がいのない子供の教育課程】

- ・小・中学校に準じた教育課程を基本とする。
- ・「**自立活動の指導**」を時数に加えることができる。(加えた分だけ、他の教科・領域の時間を減らす。)
- ・時数に加えなくても、「**自立活動の指導**」を**学校生活全般、また教科・領域の指導において取り入れる必要がある。**
- ・通常の学級の教育課程を踏まえた教育課程を編成することにより、当該学年の指導内容を保障する。→**進級、進学を視野に入れた指導**

【知的障がいのある子供の教育課程】

- ・小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本とし、特別支援学校学習指導要領を参考にする。(参考) 知的障害特別支援学校の学習指導要領に定められた各教科等
◇小学部：生活、国、算、音、体、外国語(必要に応じて)、自立
◇中学部：国、社、数、理、音、美、保体、職業・家庭、外国語(必要に応じて)、総合、自立
- ・**教科・領域を合わせた指導**を行う。
日常生活の指導・遊びの指導・生活単元学習・作業学習
- ・「**自立活動の指導**」を時数に加えるか、または、**学校生活全般、また教科・領域における指導に取り入れる必要がある。**

平成29年告示の新学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒については、「**自立活動を取り入れること**」、「**個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする**」と明記されました。

「個別的教育支援計画」を作成している学校の割合
→H30 県目標100%